

秩父市空き家解体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の所有者等に対し、当該空き家の解体、撤去又は処分の工事に要する費用の一部について、予算の範囲内において空き家解体補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、秩父市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年秩父市規則第52号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）を所有する個人又はその相続人（以下「所有者等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなないものとする。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 過去5年間に当該補助金の交付を受けた者（ただし、市長が特に必要と認める場合を除く。）
- (3) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象空き家)

第3条 補助対象空き家は、市内に存する建築物であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第2項の規定に基づく勧告を受けていない建築物
- (2) 公共事業等の補償の対象となっていない建築物
- (3) 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての住宅（店舗併用住宅にあつては、住宅部分の床面積が延べ床面積の1/2以上の住宅に限る。）
- (4) 1年以上居住その他使用がなされていないことが常態である建築物
- (5) 過去5年間に市の補助金の交付を受けたことがない建築物
- (6) 補助対象空き家を解体、撤去又は処分することに関し、全ての所有者等の同意を得ていること（所有者等が複数いる場合に限る。）
- (7) 補助対象空き家を解体することに関し、全ての当該補助対象空き家について所有権以外の権利を設定している者（以下「権利者」という。）の同意を得ていること（権利者がいる場合に限る。）

(8) 不動産業を営む者が営利目的で所有するものではない建築物

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象空き家を解体、撤去（家財等の動産を除く。）又は処分し、更地にする工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可を受けた者（建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第3条第2項の規定により許可を受けたとみなされる者であって、引き続き解体工事業に該当する営業を営むものを含む。）又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録を受けた者が行う工事であること。

(2) 他の同種の補助金等の交付を受けて行う工事でないこと。

(3) 年度内に完了予定であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象工事に要する費用（家財等の動産の処分に関する費用及び消費税等を除く。以下「補助対象経費」という。）とし、補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）又は20万円（市内業者が工事を行う場合は、30万円）のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の着手前に、秩父市空き家解体補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前年度に次条第1項の規定による不交付決定を受けた者が当該不交付決定の対象となった補助対象空き家を対象として補助金の交付を再度申請するときは、前項の規定による必要書類の一部を省略することができるものとする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、秩父市空き家解体補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付すべきでないとしたときは、秩父市空き家解体補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知

するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による交付決定に当たり、前年度同項の規定による不交付決定を受けた者が当該不交付決定の対象となった補助対象空き家を対象として補助金の交付を再度申請したときは、当該申請者を優先的に補助金を交付すべき者として取り扱うことができる。
- 3 市長は、第1項の規定による交付決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更等の承認)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該申請の内容を変更し（第3項に定める軽微な変更は除く。）、又は補助対象事業を中止しようとするときは、秩父市空き家解体補助金変更・中止承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、秩父市空き家解体補助金変更・中止承認通知書（様式第5号）により、適当でないとして認めるときは、秩父市空き家解体補助金変更・中止不承認通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。
- 3 要綱第8条第1項に規定する軽微な変更とは、次の各号のいずれにも該当する変更とする。ただし、補助事業の内容を大幅に変更しないものに限る。

(1) 補助対象経費の総額の10分の3に相当する金額以内の変更

(2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、補助対象工事が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、秩父市空き家解体補助金実績報告書（様式第7号）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金額を確定し、秩父市空き家解体補助金確定通知書（様式第8号）により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに秩父市空き家解体補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。